

「内航船業界向けソリューション」スタートアップおためし無料キャンペーンサービス  
利用約款

株式会社ゼクト  
2022年3月16日制定  
第1.3b版

第1条 (目的)

本利用約款は、株式会社ゼクト（以下「当社」とします。）が提供する【「内航船業界向け健康管理ソリューション」スタートアップおためし無料キャンペーンサービス】（以下「本サービス」とします。）の利用条件について定めることを目的とします。

第2条 (適用範囲)

本利用約款は、当社が次の各号に掲げる名称で提供するサービス（以下「各サービス」とします。）に適用されるものとします。

- (1) デジタル船員手帖
- (2) ZECT Medical Online

第3条 (定義)

この約款において、「サービス利用者」とは、デジタル船員手帖の「for マネジメント」「for マンニング」サービスの利用者、「利用者」とは「for セーラー」サービスの利用者をいいます。「専用端末利用者」とは、ZECT Medical Online の利用者をいいます。

2. 「全ての利用者」とは、「サービス利用者」「利用者」「専用端末利用者」の全てを含みます。
3. 「for マネジメント」、「for マンニング」、「for セーラー」とは、デジタル船員手帖の機能の利用区分をいいます。

第4条 (本サービスの内容)

デジタル船員手帖は、サービス利用者が利用するパソコン、ワークステーション、ネットワーク機器、及び利用者のスマートフォンを使用し、利用者の勤怠管理や健康管理(バイタル測定、ストレスチェック、疲労度チェック等)や、情報共有等を行うツールです。

2. ZECT Medical Online は、専用端末利用者と医療機関を通信で結び保険診療を行い、調剤薬局からの服薬指導並びに薬の配送を行う為、又は通信を許可した専用端末利用者同士をビデオ通話で繋いで情報共有を行うツールです。
3. 本サービス利用中、全ての利用者は、当社が機能の追加、拡張、変更又は削除等、各サービスの内容を変更することについて認識し、これに同意するものとします。

#### 第5条 (申込の方法)

サービス利用者は、参加申込書に必要事項を記入し送信、又は当社 web サイト「スタートアップ無料おためしキャンペーン参加申込フォーム」に必要事項を記載し送信することで、当社に対して本サービスの申込を行うものとします。

2. 本サービスの申し込み完了をもって、本利用約款に同意したものとみなします。

#### 第6条 (契約の成立)

本サービスの利用契約（以下、「利用契約」とします。）は、当社がサービス利用者の申込に対し、ライセンス数、貸与機器数を指定して承諾の意思表示を行うことで成立するものとします。

2. 当社は、サービス利用者について次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、本サービスの申込に対して承諾を行わないことがあります。

- (1) 本利用約款に違背して本サービスを利用することが明らかに予想される場合。
- (2) 当社に対して負担する債務の履行について現に遅滞が生じている場合又は過去において遅滞を生じさせたことがある場合。
- (3) 本サービスの申込に際して当社に対し虚偽の事実を申告した場合。
- (4) 申込の際に未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人であって、自らの行為によって確定的に本サービスに関する契約を締結する行為能力を欠き、法定代理人その他の同意権者の同意又は追認がない場合。
- (5) 第 21 条に定める反社会的勢力に該当する場合。
- (6) 本人確認を行うことができない場合。
- (7) 前各号に定める場合のほか、当社が業務を行ううえで支障がある場合又は支障の生じる虞がある場合。

#### 第7条 (診療及び診療費用)

専用端末利用者は、医療機関と締結するオンライン診療同意書、及び調剤薬局と締結するオンライン服薬指導同意書に同意の上、サービスを利用します。医療機関が診療行為に関連し利用者に請求する診療報酬等の費用、又は処方せん及び医薬品とその配送にかかる送料、手数料、その他診療に関連して発生した費用の請求金額については、医療機関と専用端末利用者間で定めることとします。

2. 専用端末利用者が、診療等の予約や受診等に係るシステム利用に要する費用、予約料、手数料が必要か否かは、医療機関及び調剤薬局が決定します。
3. 本サービスにおける予約は、専用端末利用者が保険診療における診療等を受けられることを保証するものではありません。専用端末利用者の健康保険証が失効等していた場合には、専用端末利用者が診療費用全額を支払う義務を負う場合があります。
4. 専用端末利用者の責による事由により、予約した診療時間内に診療等が開始しなかつ

た場合でも、実施した診療内容に応じて診療費用の支払義務を負うことに同意するものとします。

#### 第8条 (知的財産権)

デジタル船員手帖、並びに ZECT Medical Online に関するあらゆる知的財産権は、上記同様当社に帰属します。

2. 全ての利用者は、あらかじめ当社の承諾を得なければ、本サービスの全部又は一部について、修正、複製、頒布、公衆送信、譲渡及び販売等を含むその他一切の知的財産権を侵害する行為、又は侵害する虞のある行為をしてはなりません。

#### 第9条 (禁止行為)

全ての利用者は、本サービスを利用して、次の各号に掲げる行為を行い、又は第三者に行わせてはいけません。

- (1) 法令又は公序良俗に反する行為。
  - (2) 犯罪行為又は犯罪行為に結びつく虞のある行為。
  - (3) 当社もしくは OEM 提供元、又は第三者の商標権、著作権等の知的財産権を侵害する行為又は侵害する虞のある行為。
  - (4) 第三者のプライバシーを侵害する行為又は侵害する虞のある行為。
  - (5) 迷惑メールの発信の禁止等、インターネット利用者の間において確立している慣習に反する行為。
  - (6) 当社の設備に過大な負荷を与える行為。
  - (7) 今回の本サービスにて知り得た情報（本サービスの内容、実施状況や結果及び参加企業名等）を他社に漏洩すること
  - (8) 各サービスについて、当社の事前の書面（電磁的方法を含む。）による承諾なしに、当社が指定するサービス以外と組み合わせる行為。
  - (9) 前各号に掲げるほか当社が不適切と判断する行為。
2. 当社は、全ての利用者が前項の禁止行為を行い、又は第三者に行わせていると認める場合、事前に催告することなく直ちに本サービスの提供を停止することができるものとします。

#### 第10条 (全ての利用者と第三者との間における紛争)

全ての利用者は、本サービスの利用に際して第三者との間において生じた一切の紛争について、全ての利用者自身の責任で誠実にこれを解決しなければなりません。

#### 第11条 (契約上の地位の処分の禁止等)

全ての利用者は、当社の承諾がない限り、本利用約款にもとづく全ての利用者の地位、権利

又は義務について、これを第三者に譲渡し、又は担保に供することができません。

#### 第12条 (不可抗力による免責)

当社は、天災、疫病の蔓延、第三者による妨害行為又は本サービスの提供に際して当社が利用する電気通信事業者の設備の故障等、当社の責めによらない事由により、全ての利用者が本サービスを利用することができなくなった場合であっても、これにより全ての利用者に生じた損害について、当社は一切の責任を負いません。

#### 第13条 (非保証及び免責)

当社は、次の各号に掲げるいずれかの事由、その他本サービスに関連して、全ての利用者、又は第三者に生じた損害について、システムやデータ等の復旧、損害の賠償その他一切の責任を負いません。

- (1) 本サービスの利用により全ての利用者のシステム、データ又は通信に障害が生じたこと。
- (2) 本サービスを提供する為の設備の故障、ネットワークの障害、及び当社のサービス運用等により、全ての利用者が本サービスを利用できなかったこと。
- (3) 本サービスの実施により、全ての利用者の利用しているパソコン、ワークステーション、ネットワーク機器やスマートフォン等に保存されている データ等が滅失又は損傷したこと。

#### 第14条 (利用期間及び更新)

本サービスの利用期間は、その利用開始日からデジタル船員手帖は最大 6 カ月、ZECT Medical Online は最大 4 カ月とします。

2. 双方の合意により延長する場合を除き、前項の利用期間の満了により本サービスの無償利用が終了します。

#### 第15条 (途中解約)

前条の規定にかかわらず、当社及び全ての利用者のいずれか一方にやむを得ない事由が生じたとき、当該当事者は、あらかじめ誠意を持って相手方と協議し合意を得た上で、本サービスを中途解約することができるものとします。

なお、本サービスの中途解約により相手方が損害を被る場合、次のとおり賠償を行うものとします。

- (1) 全ての利用者による解約 当社に対し、本サービスに基づく解約までの期間にかかった実費全額の支払い
- (2) 当社による解約 全ての利用者に対し、当社が妥当であると判断したものに限りかかった実費の支払い

## 第16条 (機密保持)

当社及び全ての利用者は、利用契約の存在及び条件、本サービスに関連して相手方から開示を受けた情報のうち機密である旨を、書面(Eメール等の有形的記録媒体を含む、以下同じ)その他の有形的手段(以下「有形的手段」という。)によって特定された情報(ノウハウ、技術的知識及び技術的情報、並びに口頭その他無形的手段によって開示された情報で、開示した当事者が開示後10日以内に有形的手段によって特定したものを含み、以下「機密情報」という)を、開示後2年間秘密として管理し、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく第三者に開示・漏洩し、本サービスの目的以外の目的の為に利用してはならないものとします。但し、当社は本サービスの遂行に必要な範囲に限り、事前に本条と同等の義務を課すことによって、再委託先並びに関連会社を含む第三者に開示できるものとし、また、公共安全を確保する為に必要であると当社が判断した場合には、必要な範囲で開示できるものとします。

2. 前項に関わらず、次の各号の一に該当する情報は機密情報としないものとします。

- (1) 開示のときに、機密情報を受領した当事者(以下「受領者」といい、機密情報を開示した当事者を「開示者」という)が既に保有していたか、開示の後に受領者が本利用契約に違反することなく保有するに至った情報
  - (2) 開示のときに、既に公知・公用であったか、開示の後に受領者の責に帰すべき事由によらずに公知・公用になった情報
  - (3) 開示の後に、受領者が機密情報に関係なく独自に知得した情報
  - (4) 開示者が、第三者に当該第三者の開示又は使用する権利を制限しないで開示した情報
  - (5) 受領者が、裁判所の命令、政府機関の要求、又は法令に従って開示した情報(但し、受領者は本号に基づく開示先以外の第三者との関係では開示者に対し当該開示情報につき引き続き守秘義務を負担するものとする。)
2. 受領者は、受領者における機密情報及び資料等の利用を、本サービスの遂行の為に必要とする受領者の役員及び従業員等(以下「従業員等」という)にのみ認めるものとします。
3. 受領者は、開示者から要求に従って、その複製を記録管理その他自己の業務遂行目的の為に保持する場合を除き、自己の費用負担において、開示当事者から開示された秘密情報を返却又は処分するものとします。

## 第17条 (当社の行う解除)

1 当社又は、全ての利用者について次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、直ちに無催告で本サービスの解除を行うことができるものとします。

- (1) 本利用約款の定める義務に違背した場合。
- (2) 破産手続きその他の倒産手続きの申立が行われた場合。

- (3) 当社に対し虚偽の事実を申告した場合。
  - (4) 前各号に定める場合のほか、当社が業務を行ううえで重大な支障がある場合又は重大な支障の生じる虞がある場合。
2. 当社は、本条に定める解除を行った場合であっても、その全ての利用者に対する損害賠償請求権を失わないものとします。

#### 第18条 (本サービスの廃止)

当社は、業務上の都合により、全ての利用者に対して現に提供している本サービスの全部又は一部を廃止することがあります。本サービスの廃止を行う場合には、その1カ月前までにその旨を全ての利用者に通知します。

#### 第19条 (損害賠償)

本サービス利用に際し、当社より貸与した機器(本体及び付属品)に関し、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、当社規定に基づき原状回復の為の費用を請求します。

- (1) 全ての利用者における誤使用、不当な改造もしくは修理、又は当社が指定するもの以外の機器との接続により故障又は破損した場合。
- (2) 火災、地震、落雷、風水害、その他天変地変、又は異常電圧等の外部的要因により、故障又は破損した場合。
- (3) 消耗部品が自然摩耗又は自然劣化し、消耗部品を取り換える場合。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、故障の原因が、全ての利用者の使用方法にあると認められる場合。

#### 第20条 (本利用約款の改定)

当社は、日を定めて本利用約款の内容を改定することがあります。その場合には、本利用約款の内容は、改定された本利用約款の実施の日から、改定された内容に従って変更されるものとします。

#### 第21条 (実施結果の利用等)

当社は、本サービスの実施結果について、利用者を識別・特定できない形に統計的に処理された後のデータを作成し、利用、公開及び販売することができるものとします。

#### 第22条 (反社会的勢力の排除)

当社及び全ての利用者は、現在及び将来にわたって、自己又は自己の役職員が暴力団、暴力団の構成員、暴力団関係企業、その他の反社会的勢力(本利用約款において、「反社会的勢力」とします。)でないことを表明し、かつ保証するものとします。

2. 当社及び全ての利用者は、暴力的又は脅迫的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要

求行為、その他これらに準ずる行為を行わず、又は第三者をして行わせしめないことを表明し、かつ保証するものとします。

3. 当社及び全ての利用者は、相手方が前2項に定める表明保証に反した場合は、将来に向かって直ちに利用契約を解除できるものとします。

#### 第23条 （準拠法及び裁判管轄）

本利用約款の準拠法は、日本国の法令とします。

2. 本利用約款の解釈と適用に関する紛争の訴えについては、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。